

第四章 救療作業の實施……………八六

第一節 診療機關の作業期間……………八六

第二節 各機關の作業統一及職員の服務……………八七

第三節 従業員の精神振作……………八八

- 一、標語
- 二、監督
- 三、精神講話
- 四、活動寫真撮映
- 五、明治神宮參拜
- 六、本會徽章の佩用
- 七、幹部の視察
- 八、會長以下の巡視

第四節 救療材料補給作業……………九二

第五節 取扱患者の選擇……………九四

第六節 防疫作業……………九六

第七節 報告事務……………九七

第八節 佛國寄贈天幕病院への援助……………九九

第五章 皇室の恩眷及外部の援助……………一〇一

第一節 高貴の行啓、台臨……………一〇一

第二節 御下賜品拜戴……………一〇四

第三節 政府の支援……………一〇八

第四節 其他公私の援助……………一一一

第六章 會計……………一一五

第七章 救療成績……………一二八

一、取扱患者實員……………一二八

二、收容患者數と外來患者數……………一二九

三、收容機關と外來取扱機關の患者取扱數……………一三一

四、職員と患者の數……………一三二

五、分娩取扱數……………一三二

六、齒科患者取扱數……………一三三

七、各機關別患者取扱數……………一三四

附記 官憲より受けたる感謝狀……………一三七

第八章 臨時事業整理……………一二九

第一節 各機關の整理……………一二九

第二節 職員の整理……………一三三

第三節 臨時建築物及設備の整理……………一三四

第三編 各診療機關の活動

第一章 臨時赤羽病院……………一三七

第一節 罹災の概況及之に對する臨機處置……………一三七

一、建造物其他の被害……………一三七

二、職員の被害……………一三八

三、防火及患者の避難……………一三八

四、罹災傷病者の救護……………一四一

五、治療材料糧食及水の補給……………一四二

六、構内取締及火災警備……………一四四

第二節 臨時事業擴張……………一四四

一、建造物及病床増設……………一四四

二、醫療器械の新調……………一四六

三、職員増員……………一四七

四、齒科新設……………一五一

五、患者食……………一五一

第三節 作業實施の狀況……………一五二

- 一、職員執務の狀況……………一五二
- 二、患者の取扱及其成績……………一五三
- 三、防疫業務及傳染病取扱……………一五七
- 四、調劑作業……………一五九

第四節 高貴の行啓、台臨並御下賜品傳達

附篤志家の慰問……………一六〇

第五節 臨時事業整理……………一六三

第二章 臨時麴町病院……………一六五

第一節 罹災の概況及之に對する臨機處置……………一六五

- 一、建造物其他の被害……………一六五
- 二、職員の罹災……………一六六

三、患者の被難……………一六六

四、罹災傷病者の救護……………一六七

五、糧食及水の補給……………一六八

六、構内取締及火災警備……………一七一

第二節 臨時事業擴張……………一七一

一、修理擴張工事及病床増設……………一七一

二、蒸汽機關の設置……………一七二

三、職員増員……………一七三

第三節 作業實施の狀況……………一七六

一、患者の取扱及其成績……………一七六

二、防疫業務及傳染病取扱……………一九〇

第四節 高貴行啓、台臨並御下賜品傳達……………一九二

第五節 篤志家の慰問及慰安……………一九八

第六節 事業整理……………一九九

第三章 臨時下谷病院……………二〇〇

第一節 施設（敷地、工事、病床、接房、炊事、職員）……………二〇〇

第二節 作業及其成績……………二〇三

どう動いてゐた？

下谷の濟生會臨時病院は！ 醫學博士 福島東作……………二〇四

第四章 臨時信濃町病院……………二一〇

一、創立事務……………二一〇

二、工事……………二一〇

三、器械器具類……………二一一

四、職員……………二一一

五、作業及其成績……………二二三

六、整理……………二二四

第五章 臨時芝病院……………二二五

第六章 臨時駿河臺産院……………二二八

一、産院開設準備……………二二八

二、妊婦調査……………二三〇

三、位置及構造……………二三一

四、職員……………二三三

五、診療開始……………二三四

六、診療方法並患者に對する措置……………二三五

七、皇后陛下の行啓……………二三七

目次

八、御下賜品傳達式……………二四〇

九、診療成績……………二四〇

一〇、産院閉鎖……………二四九

第七章 臨時三河島産院……………二五一

第一節 施設……………二五一

第二節 作業及其成績……………二五二

第八章 臨時妊産婦保護所……………二五七

第九章 臨時赤羽乳兒院……………二六〇

一、臨時赤羽乳兒院の設立……………二六〇

二、乳兒院設立の準備……………二六一

三、診療開始……………二六三

四、乳幼兒の調査及救護……………二六四

五、乳兒院の位置及構造……………二六五

六、研究室、藥局、看護婦、媒姆寄宿舎……………二六六

七、病床及附屬品……………二六七

八、醫療用機械器具……………二六八

九、蒸氣裝置、水道、瓦斯……………二六九

一〇、炊事……………二七〇

一一、職員以下従事員調……………二七〇

一二、診療方法並患者に對する措置……………二七一

一三、乳兒哺育講演……………二七二

一四、收容患兒水治及入浴……………二七二

- 一五、患者附添人の休養、食事、入浴……………二七三
- 一六、患者の慰安……………二七三
- 一七、特殊栄養調理設備……………二七四
- 一八、消毒、洗濯、乾燥……………二七八
- 一九、媒姆制度……………二八一
- 二〇、育兒相談……………二八四
- 二一、診療成績……………二八五
- 二二、臨時事業の閉鎖……………二九二

## 第十章 東京市内臨時診療所……………二九三

- 第一節 罹災時及其直後の状況……………二九三
  - 一、深川診療所罹災報告……………二九三

- 二、淺草診療所罹災報告……………二九七
- 三、小石川診療所震災直後の活動……………二九八
- 四、四谷診療所震災時の處置……………二九九
- 五、臨時古川橋出張診療所……………三〇〇
- 第二節 天幕時代……………三〇〇
- 第三節 假診療所建築……………三〇二
- 第四節 職員……………三〇四
- 第五節 取扱患者……………三〇六

## 第十一章 臨時巡回診療班(第一班乃至第九班)……………三〇九

- 一、罹災直後の状況……………三〇九
- 二、各班の新装……………三一〇
- 三、作業成績……………三一〇

四、整理 ..... 三二三

第十二章 臨時診療班（第九班乃至第五十班） ..... 三二四

一、一般經過 ..... 三二四  
二、職員 ..... 三二五  
三、設備 ..... 三二六  
四、作業及其成績 ..... 三二九

第十三章 臨時巡回看護班

附、櫻楓會特志訪問委員の活動 ..... 三二四  
一、從業者の選擇と訓練 ..... 三二四  
二、班の編成と配置 ..... 三二七  
三、業務の大要 ..... 三二九

- (イ) 患者の處置 (ロ) 妊産婦の保護 (ハ) 嬰兒の保護  
(ニ) 老衰者の處置 (ホ) 其他の衛生に關する指導

四、成績の概要 ..... 三三三  
五、經費 ..... 三三六  
六、整理 ..... 三三七  
附、櫻楓會篤志訪問委員の活動 ..... 三三七

第十四章 東京府委託救療事業 ..... 三四〇

一、罹災前後の狀況 ..... 三四〇  
二、臨時事業擴張 ..... 三四一  
三、診療所の活動 ..... 三四三  
四、臨時事業整理 ..... 三四八

第十五章 臨時橫濱病院及同院所屬七

診療班 .....三五〇

一、施設 .....三五〇

二、職員 .....三五二

三、附屬臨時診療班 .....三五三

四、作業成績 .....三五四

五、皇后陛下行啓 .....三五七

第十六章 臨時東神奈川病院 .....三五九

第十七章 臨時小田原病院

附、同小田原診療班 .....三六一

一、創設當時の狀況 .....三六一

二、施設 .....三六二

三、職員 .....三六二

四、作業及其成績 .....三六四

第十八章 臨時浦賀診療所 .....三六六

第十九章 千葉縣下兩診療所 .....三六八

第一節 臨時那古船形診療所 .....三六八

一、創設當時の狀況 .....三六八

二、施設 .....三六九

三、作業及其成績 .....三六九

第二節 臨時富崎診療所 .....三七一

第一編 序 說

關東大震火災被害の概況

## 一、緒言

大正十二年九月一日午前十一時五十八分突如として關東一帯の地方に大地震が起つた。續いて頻々たる餘震は、所在之に伴ふに大火災を以てし、就中帝都を始め、横濱、横須賀等の各都市に在つては、住宅と云はず、商店と云はず、會社、工場、官衙、學校、病院等有らゆる建物を舉げて殆んど其の大部分を破壊し、燒失し、左しも文化を誇つて居つた都市の壯觀も、滿目荒涼哀れ一片の焦土と化したのである。死者九萬一千、負傷者五萬二千、行衛不明者一萬三千、罹災者總數三百四十萬の多きに加へて、更に財貨の損失は五十餘億の巨額を算し、其の慘禍の激甚なりしこと實に我邦有史以來未曾有と稱せられて居る。曩に歐洲の大戦に際し、經濟上却て有利の地位を占めた關係上、國力頓に加はり、國民は此の一時的、好況に慣れて、舉世滔々動もすれば虚飾に流れ、驕奢を競ふの風盛ならむとし、心ある人士の深憂を禁ずる能はざりし時に於て、此の異常なる大變災に遭遇したるこ

とは、實に青天に霹靂の觀があつた。慘酷極はまりなき當時の狀況は、今にして之を思ふも仍ほ肌に粟の生ずるを覺ゆる程である。國民を軫念せられること殊に厚き我 皇室に於かせられては、直に優渥なる 詔勅を下され、且巨額の資を下賜せられて、罹災者の救恤に最善の努力を盡くすべき旨御沙汰あらせられ、斯くて周到にして機宜に適せる政府の救護施設と、内外人の熱烈なる同情と、罹災者の決然たる奮起と相待つて、幾許ならずして秩序は回復せられ、復興の氣運勃々として日々に新なるを見得たることは、盤根錯節に會ふて益々旺盛を加ふる國民の氣魄が窺はれて、洵に喜ばしき限りである。我財團濟生會の臨時救療事業は、政府並に友僚機關と相携へて、此の大震大火に因る罹災者の爲に一日も黙視すべからざる治病の急に應じ、以て復興の第一要件たる健康の恢復増進に貢献せむとして始められたるものである。茲に事績を叙するに當り、先づ災害の梗概を摘記することとする。

## 二、罹災世帯、同人口の概況

這回大地震の震原は、専門家の推測に據るに、日本外側大地震帯中相模灘の海底に在つて、其の被害區域は、東京、神奈川、千葉、静岡、埼玉、山梨及び茨城の一府六縣に涉つて居る。

今臨時震災救護事務局で、大正十二年十一月十五日現在に於て調査したる、被害世帯及人口の數を表に依つて見ると次の如くである。即ち被害を受けた世帯の全數は六十九萬四千六百二十一で、其中約半數は東京市の被害である。又人口から云へば、直接被害を蒙つた者は三百四十萬四千八百九十八名で、其中東京市の人口が約百七十萬人を數へ、死亡者の全數は九萬一千三百四十四人で、其中東京市は五萬八千餘人の死亡者を出して居る。

大正十二年九月一日 被害世帯數 (大正十二年十一月十五日現在)  
大震災 火災 臨時震災救護事務局調査

震災府縣	震災當時ノ世帯數	被害世帯數						合計	全被害數ニ對スル地域別百分比
		全燒	半燒	全潰	半潰	流失	以上計		
總數	21,248,000	1,100,000	2,133,000	2,133,000	1,100,000	5,466,000	25,732,000	100.0	
東京府	8,248,000	33,000	1,640,000	1,640,000	1,013,000	4,626,000	14,527,000	58.0	
東京市	8,000,000	33,000	1,640,000	1,640,000	1,013,000	4,626,000	14,527,000	58.0	
其 他	248,000	—	—	—	—	—	248,000	1.2	
神奈川縣	3,300,000	11,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	13,200,000	62.1	
横濱市	3,200,000	11,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	12,800,000	60.2	
其 他	100,000	—	—	—	—	—	100,000	0.5	
千葉縣	1,700,000	6,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	6,800,000	32.0	
埼玉縣	2,200,000	6,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000	8,800,000	41.4	
靜岡縣	2,600,000	—	—	—	—	—	2,600,000	12.2	
山梨縣	1,200,000	—	—	—	—	—	1,200,000	5.6	
茨城縣	1,348,000	—	—	—	—	—	1,348,000	6.3	

備考

- 一、本表は大正十二年十一月十五日現在に於て全國に亘り一齊に罹災者を調査したるものなり
- 二、破損中には住宅の壁に龜裂を生じ或は瓦數枚の滑落程度の輕微なるものは含まず半潰には至らざるもの相當程度の破損を蒙りたる世帯の數を示すものなり
- 三、本表は被害後の形態に依り區別調査したるものなるを以て火災に罹れるものの中には尙ほ多數の破潰あるへきも本表には重複算入せず

大正十二年九月一日 罹災人口 (大正十二年十一月十五日現在)  
臨時震災救護事務局調査

震災府縣	現在人口	罹 災 者				合計
		死者	重傷	輕傷	行衛不明	
總數	11,987,100	21,100	16,700	35,800	13,174	25,074
東京府	8,000,000	5,500	8,700	21,200	10,900	46,300
東京市	7,800,000	5,500	8,700	21,200	10,900	46,300
其 他	200,000	—	—	—	—	—
神奈川縣	1,700,000	1,000	800	1,800	3,600	7,200
横濱市	1,600,000	1,000	800	1,800	3,600	7,200
其 他	100,000	—	—	—	—	—
千葉縣	1,400,000	1,000	800	1,800	3,600	7,200
埼玉縣	1,800,000	1,000	800	1,800	3,600	7,200
靜岡縣	1,300,000	—	—	—	—	—
山梨縣	1,200,000	—	—	—	—	—
茨城縣	1,248,000	—	—	—	—	—

人口移動

扱て是等の罹災者は罹災後如何にしたかと云ふと、其中の一部は、近きは附近の被害少き地域に、遠きは交通機關の應急活動に伴つて郷里に歸る

もあり、又非罹災府縣に各知邊を求めて避難するもあり、又一部は罹災地に留つて、政府其他の救助を受けつゝ假住宅を營み、或は公私設の集團「バラック」に收容せられ、漸次に地方から歸つて來る避難者と共に、孜々として復興の道を辿つて來たのである。今代表的罹災地たる東京市の調査に依つて見ると、人口の移動は次の如くになつて居る。

震災前後東京市世帯數及人口比較表 (東京市調査)

世帯數	人口
大正九年十月一日第一回國勢調査成績	四五六、八二〇
大正十二年九月一日 現在推計	四八三、〇〇〇
大正十二年十一月十五日 現在	三三二、一六〇

東京市焼跡復歸戸數人口一覽表 (東京市調査)

月 日	戸 數	増 加	増 加 率	人 口	増 加	増 加 率
十月三十日	六六、一三三			四三三、一七三		
十一月五日	九〇、四三七	四、二五五	四・七五%	四三二、一五〇	三三〇、〇〇〇	六・七三%

十一月十日	九四、九六六	四、四九六	四・七五%	四三九、四七五	二七、九七三	五・八三%
十一月十五日	九八、六七〇	四、七〇四	四・七六%	四三九、〇八一	一一、六〇六	二・三六%
十一月二十日	一〇〇、一七〇	三、五〇〇	三・五九%	四三〇、二七三	一一、一五二	二・四三%
十一月二十五日	一〇八、八七五	五、六四七	五・一九%	四二七、四〇八	二四、一三三	四・五八%
十一月三十日	一一一、七九一	二、九一六	二・六六%	四二五、四七〇	一一〇、四〇〇	二・三三%

備考 東京市の焼失區域は牛込區を除く十四區に涉り一〇、四八五、四七四坪(全市面積の四三・五%)町數にて一千五百箇町である

要救助人員

震災當時に於ては、一般罹災者に對し炊出及食糧品其他の物資が配給せられたのであつたが、漸次に交通開け、物資も集り、住民の生活も落ち著いて來る様になつたので、生活物費の配給は、特に救助を要する罹災者に限る事となり、其受給人員も時日と共に減少を呈して居る。

東京市罹災者要救助人員調査表 (東京市役所調査課發表)

期 日	人 員
大正十二年九月十二日	六三、八七一
十月十五日	四七、七三三
十月二十八日	三三、四七六
十一月十九日	二二、〇九三
十二月二十日	一四、七二九

東京府郡部罹災者要救助人員調査表 (臨時震災救護事務局調査)

期日	人員
大正十二年九月十六日	一、四、六八八
九月廿五日	一、一〇、二五五
十月三日	二、四、八七七
十月十五日	一、四、二六七
十一月一日	三、五、八二〇
十一月廿日	一〇、五、五六
十二月廿日	四、二、九三

神奈川縣罹災者要救助人員調査表 (臨時震災救護事務局調査)

市郡別	期日	人員
横濱市	大正十二年十月二十七日	八〇、二四六
	十月三十一日	七二、五五三
横須賀市	十一月一日	七〇、〇〇六
	十一月五日	五四、九五五
郡部	十一月九日	五三、〇〇三
	十二月二十日	七、六六三
合計	十一月五日	約四、〇〇〇
	十一月九日	五、七八六
		七、八八三

右の要救助人員は、日々の生活物資の配給を要する自活の出来ぬ者であつて、此の以外の罹災者中にも、病氣に罹つた場合等には忽ち生活の道を失ふ如き人が多數に存在した筈である。

失業人員

又東京市及横濱市に於ける大正十二年十一月十五日現在に依り、罹災失業者の調査をした結査は次の如くになつて居る。

東京市及横濱市罹災失業者調査表 (臨時震災救護事務局調査) (大正十二年十一月十五日現在)

市	全人口	失業者数	準失業者推計
東京市	一、五二七、二七七	六九、九一八	一一二、五六五
横濱市	三一一、四〇二	一七、九一九	二二、九三九

備考 準失業者とは一時的間に合せの職業に就いて居る者を云ふ

三、罹災者住居の概況

家を失つた罹災者の住居は如何になつたかと云ふと、先づ官公私設の多數の應急集團「バラック」及集團天幕に收容せられた者が大分あつた。大正十二年十二月末日現在に於ける是等「バラック」の建築坪數及收容人員を見れば次の如くである。

罹災者收容「バラック」一覽表(大正十二年十二月末日現在)  
(臨時震災救護事務局調査)

東 京 府	建	坪	收 容 人 員
神 奈 川 縣			
合 計		七六、五〇七 三五、九一六 一一二、四二三	八三、四四六 三八、八一五 一二二、二六一

之等の集團「バラック」は、勿論應急的施設であつて、寒暑其の他衛生に對する設備は不完全であるし、到底安んじて長く留り得る所ではないのであるが、一旦收容せられた者は容易に出て行く事が出来ず、「バラック」の整理と云ふ事は毎度大なる困難を伴ひ、震災後一ヶ年を経過したる後も、尙ほ處々に此假屋を見る有様である。

集團「バラック」に入らぬ者は、兎も角も獨力又は配給の材料で、自家の假建築を營んで、之に住居を定めたのである。

其の中には東京市銀座通、日本橋通りの如き中樞の場所では、假建築とは見へぬ立派な建物も多いが、又裏通りに行つて見れば、震災當時の焼「トタ

ン」で屋根と壁とを掩ふた、人間の住居とも思はれぬ程度の悲惨な小屋が震災一年後になつても未だ全く影を没せぬのを見ても、如何に罹災者が不自由を忍ばねばならなかつたかを想像する事が出来るであらう。如此焼「トタン」「バラック」の數を、東京市で調査したる報告に據れば、次表の如くであつた。

東京市内焼「トタン」「バラック」調査表(大正十二年十一月廿三日現在)  
(東京市調査課調査)

區 別	焼 町 田	日 本 橋	京 橋	芝	赤 坂	四 谷	小 石 川	本 郷	下 谷	淺 草	本 所	深 川	合 計
戸 數	1,070	1,700	1,000	1,100	1,500	500	1,100	400	3,700	8,800	5,500	6,700	3,600

#### 四、罹災者衛生の概況

##### 罹災屍の所置

震火災に依る死者の總數は九萬一千三百四十四人であるが、之が屍體の處置は殊に悲惨なるものであつたと想像せられる。東京、横濱では處々

に收容所を設け、山積せる屍體を臨時火葬に附し、東京に於ける大旋風の被害地たる本所被服廠跡の如きは、一時遺骨の山を築いたと云はれる程である。

屍體の大部分は震災直後に於て始末せられたのであるが、後に至り或は倒壊建物の下から、或は沈没した船舶の底から、段々に現れて来るのもあつて、東京市で收容した屍體を月別にして見ると次の如くになつて居る。

東京市罹災屍體收容數月別表 (自九月一日至十一月三十日 東京市調査課發表)

月別	九月中	十月中	十一月中	合計
收容數	五八、六三四	三五五	二一五	五九、二〇四

### 罹災傷者の救護

震災に因る直接の負傷者は、重傷一萬六千五百十四人、輕傷三萬五千五百六十人を算し、合計五萬二千七十四人となつて居る。之に對する應急所置に就いては、濟生會の診察機關は自分も大分罹災し、且つ平素から斯

かる大變災に應ずる設備と訓練とを有せざるが爲め、遺憾ながら敏活なる行動を以て充分なる活動をする事は叶はなかつたのであつて、此點に於ては殊に陸軍衛生部、日本赤十字社等及其他政府の機敏なる活動の功を多とせねばならぬ。

### 罹災後發生患者の概況

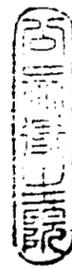
直接震災に因る負傷者は一應形付いても、罹災者の中には時日の経過と共に、震災の影響を健康上に現はして發病するもの多く、且つ罹災後の非衛生的窮乏生活に因る病者は陸續として現はれ、而も一方公私の醫療機關も亦多大の災害を受けて、容易に復興し難い状態に在つた罹災後の約一ヶ年間は、最も官公設の臨時救療機關を必要とする時であつた。此期間に於ける罹災地の死亡率を調査して見れば著しい事實を發見するであらうが、未だ確實なる統計を手にする事が出来ぬのは遺憾である。今試みに東京市各區長に於て、埋火葬認許證を下附したる數を舉げて見ると次の如くになつて居る。

東京市埋火葬認許證下附數調査表 (自大正十二年九月至同 年十一月東京市調査課發表)

月別	死亡種類別			計
	病	變死	死	
九 月	2,852	4,356	7,608	10,464
十 月	7,793	10,633	18,426	26,059
十一 月	8,283	10,566	18,849	27,415
合 計	19,928	25,555	45,483	61,038

震災後の患者の種類や罹病率等に至つては、是亦未だ據るべき統計等を得ぬから確實なる事實は分明せぬが、諸所の施療状況を散見して得たる所感に據ると、震災直後に於ては人心の緊張に依つて一時輕症患者は減少し、病氣の種類に依つては、却て此遭難を機として自然に治癒したと云ふ者も多かつた様である。併し稍秩序の恢復するに隨ひ、生活の窮乏と非衛生的なる環境と相俟て、平時以上の罹病者を發生するに至りたるは必然の現象である。

罹災後間もなく多發したのは、飲料水其他飲食品の不適に因る急性胃腸



疾患であつて、殊に一時赤痢様疾患の多發するを認められた。やがて「グイタミン」缺乏症と認めらるゝ種類の疾患も種々現はれて來た。次には陋屋群居と塵埃の飛散と身體被服調度の不潔等が原因となり、又感染機會を繁くして、「トラホーム」急性結膜炎等の眼病、各種皮膚病の多發を見た。冬季に向つては防寒不備等の爲め、感冒性疾患の多かつたことも豫想通りである。復興の急速であつた地域では、其工事の活躍に伴つて、労働者に外傷の多かつた事實も認め得た。

傳染病の概況

災後に於ける傳染病の流行は、誰しも心附く憂患であるが、之に向つては當局者も大いに豫防宣傳と施設とに配慮して、頗る良好の成績を挙げ、大流行を見るに至らなかつたのは、幸であつた。併し尙東京市のみならず、就いて見ても、左表の如く罹災後の八箇月を通じて六千二百二十六人の傳染病患者を發生し、前年同期に比し一倍半以上の數になつて居る。其中の大多數を占むるものは「腸チフス」と「バラチフス」とであつた。

東京市罹災後八箇月間發生傳染病患者表 (東京市衛生試験所發表)

月別	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	合計
罹災後	一、〇九	一、三〇	八〇	六〇	六四	五八	六〇	五三	六三六
前年	八七	八〇	三三	三六	三三	三六	四〇	三六	三七三

大正十三年一月には東京市及近接郡部に痘瘡患者を發生し、漸次蔓延の徴を呈して大に市民を脅かしたが、之れは種痘の勵行に依つて、間もなく防止することを得たのは幸であつた。

精神病の概況

震災及其後の生活不安に誘發されて、精神病患者が多發しなかつたか。此疑問に對して未だ明に統計的解決を下す事能はぬが、東京市の調査に係る精神病患者震災前後入院數比較表に依ると、秋冷の時期に入りて減少すべき者が、九十月の兩月著しく増加を呈し、翌年三四月の頃、例年ならば漸次増加すべき時期に入り、却つて減少して略常調に復して居る情況

を見ること出来る。

震災前後精神病者入院數比較表 (東京市調査)

年別	月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月
大正十一年	同	六	六	七	二四	二〇	二七	六	七	七	三	八	七	六	七	六	六	七
大正十二年	同	六	七	六	六	七	七	七	七	一三	一六	二	三	九	七	一〇	九	七
大正十三年	同	六	七	六	六	七	七	七	七	一三	一六	二	三	九	七	一〇	九	七

又震災後九、十の兩月間、東京市附近十三個の精神病院に入院したる精神病患者五百四十四名に就て、斯學の權威醫學博士杉田直樹氏の考案に基き調査分類せられたる結果は、其中の病名分類を省きて表示するに次の如くになつて居る。

- 一、震災を直接原因として發病せし者 一二二
- 二、震災により従前の病狀増進して入院するに至りし者 一七八
- 三、震災により保護者を失ひて入院の已むなきに至りし者 一〇一
- 四、其他 一四三

傳染病豫防上には最も重要であるのみならず、市民の生活上一日も缺くべからざる水道も、震火災の損害莫大であつて、之れが恢復には可なり長時日を要し、殊に焼跡の「バラック」等では給水栓も不足勝で不自由を極め、災後一箇年を経過するも、未だ全部は復舊せぬ場所がある様である。

東京市の調査に依れば、市内焼失給水栓の数は、十五萬五千百三箇で、災前の六十四％に相當し、翌年三月迄に復舊した給水栓の数は四萬五千三百四十箇である。

下水道の破壊も著しくして、各所に汚水を停滯し、殊に江東一帯は地震の爲に一般地盤の低下したと云はるゝ程にて、降雨毎に汚水の氾濫する處が多かつた。

#### 市民浴場の概況

衛生に關係の深い浴場を焼失した爲に、罹災者は久しく身體の不潔を忍

ばねばならぬ所も多くあつた。東京市では災前九百七十一の錢湯があつたのが、其の中六百三十一箇所焼失して、容易に復興しない有様であつた。市營「バラック」でも漸く十二月中に公設浴場を開始せられる運びになつた位である。

#### 五、醫療機關罹災の概況

震火災に因る醫療機關の災害は如何なる程度に及んで居るか、數字を以て正確に之を示す事は今日でも尙ほ充分には出來ないのであるが、東京府では警視廳の調査に依つて見るに、府下の罹災醫師數千二百二十一名（内七名は郡部に屬し其の他は全部東京市内である）其の中百名は死亡及生死不明と云ふことである。醫師の復興には相當の設備を要する爲に簡單には行かぬのであるが、それでも比較的早く開業する者もあつて、翌年一月末現在で、罹災醫師中七百八十一名、罹災數に對し六割三分強の復興を見るに至つた。併し其の中焼失區域から非焼失地域に移轉した者

が多くて、焼跡は一般に容易に復興しない有様であつた。病院の方は、東京市内罹災病院百六十二箇、病床數にして推算七千三百床と云ふ事である。病院の復興は開業醫師よりも更に後れるのは無理もないことであるが、翌年一月末日迄に、只僅に十七院、三百九床の復興を見たに過ぎぬ。

次に神奈川縣警察部の調査に依れば、同縣下の罹災醫師の全數二百八十八名で、其中家屋焼失又は倒壊して當分開業不可能と認められた者が二百一名である。之に對し全然被害を蒙らぬ者は、二百五十一名あつたと云ふことである。

又横濱市の罹災病院は、三十八院、千二百二十九床に及んで居るが、大正十二年末現在の病院は、僅に十院、二百六十一床に過ぎぬと云ふ事である。

## 六、災後に於ける通信交通機關の概況

通信及交通の被害は罹災地と外部との連絡を一時全く杜絶し、其の復舊

には多くの時日を要し、應急的施設を以て辛ふじて必須の連絡は取れても、夫れは極めて制限せられたる範圍に止り、一般に救護と復興とに大なる障礙となつたものである。

本會の救療事業に對しても之が爲に著しき不便を與へ、多額の費用を餘儀なく支出せしめたものであるから、今少しく臨時震災救護事務局や、東京市等の報告を摘録し、東京市を主として當時の状況を回顧して見む。

郵便は九月六日東京市内に残つた郵便局の受付及配達を開始し、漸次復舊して十月五日罹災地宛の小包郵便を引受ける事となつて、略常態に復するに至つたとの事である。

電信の回復は郵便に比すれば速かであつた。九月四日に救護用官報を限り之を受付け、九月六日から罹災電報に限り之を受付け、次で九月十三日以後漸次一般電報を受付けるに至つた。併し其の受付ける場所と時間とには大なる制限があるし、申込の數は多く、當時一般電報は頗る遅滞して、時には郵便よりも却つて後れる様な不安な現象を呈した例も多々